

助成金交付事業に関わる旅費及び諸謝金規程

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）が実施する事業のうち、助成金の交付を受けて実施する事業に関わる旅費及び諸謝金の支給について定めることを目的とする。

第2条（留意事項）

本協会が実施する助成金交付事業に関わる旅費及び諸謝金の支給にあたっては、独立行政法人日本スポーツ振興センターが公表する最新の「助成対象経費の基準等」（以下「助成対象経費基準」という）に定める基準に準拠して支給されるものとし、適正かつ経済的な執行を図ることとする。

第3条（旅費及び諸謝金の内容）

この規程における旅費及び諸謝金の内容は、助成対象経費基準に定めるとおりとし、旅費及び諸謝金の金額は、それぞれ対応する助成対象経費基準に定める金額を上限として決定するものとする。

第4条（旅費及び諸謝金の支給等）

- 1 旅費及び諸謝金は、助成事業に従事した者（以下「受給対象者」という。）に対して支給されるものとし、金額の算定は助成対象経費基準による。
- 2 旅費及び諸謝金の支払いは、実施した助成事業毎に、本協会が別に定める申請書に基づいて受給対象者が本協会に申請し、これを経理責任者が承認することにより行うものとする。
- 3 旅費の支給にあたっては、受給者は、前項の申請書と共に、支出に伴う領収書を提出しなければならない。領収書等により支払いを証明することができない場合は、旅費は、原則として受給対象者の自己負担とする。

第5条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第6条（改廃）

この規程の改廃は、理事会で決議する。

<附則>

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、令和元年8月12日に改訂し、同日から施行する。

3 この規程は、令和4年2月16日に改訂し、同日から施行する。